

(趣旨)

第1条 本規程は、本協会の役員、社員及び会員が、本協会業務で出張するときの旅費に関する事項について定める。

(旅費の種類)

第2条 本規程により支給される旅費は、次の通りとする。

- (1) 交通費
- (2) 日当
- (3) 宿泊費

(旅費の計算)

第3条 旅費は原則として出張をする者の居住地を起点とし、経済的且つ合理的な順路によって計算する。ただし、勤務地等を起点とした場合、居住地と比較し額の少ない方の順路によって計算する。

- 2 用務の都合や天災その他やむを得ない事由により、前項の順路によって旅行できない場合は、実際の経路によるものとする。
- 3 業務上の傷病その他やむを得ない事由により、旅行の途中で滞在した場合は、第6条・第7条に定める日当及び宿泊費を支給する。ただし、3日を限度とする。
- 4 前項の滞在をした場合には、速やかに専務理事に連絡するものとし、当該期間の旅費請求にあたっては診断書等の提出を要する。

(旅費の請求)

第4条 旅費は、事前に必要な限度において仮払いを受けることができる。

- 2 出張から帰省した場合は、原則として7日以内にその精算をしなければならない。
- 3 旅費は、各業務責任者又は出張者から、入金伝票・出金伝票等により、各部会会計担当に請求する。

(交通費)

第5条 交通費は、鉄道賃、航空賃、車賃等とし、必要に応じて高速道路料金及びタクシー代等を支給する。

- 2 県内の交通費は、車賃による積算を基本とし、実情を考慮して支給する。この場合の車賃は1キロメートル当たり25円とし、上限は、5,000円とする。ただし、これにより難しい場合は、鉄道賃にて計算することができる。なお、県内の主要市町間の交通費については、別表により支給するものとする。
- 3 市内移動のみの交通費は一律500円とする。
- 4 県外の交通費は、鉄道賃による積算を基本とし、実情を考慮して支給する。なお、業務の都合により航空機を利用するときは、あらかじめ専務理事の許可を得なければならない。

(日当)

第6条 県内出張の場合は、1日2,000円、半日1,000円の日当を支給する。県内で行う大会の場合は、1日1,000円、半日500円の日当を支給する。

- 2 半日とは、概ね4時間程度を基準とする。
- 3 県外出張の場合1日3,000円の日当を支給する。
- 4 日当は、出発の日から帰省の日までの日数に応じて支給する。
- 5 常勤役員のブロック内への出張は出張扱いとはせず、日当は支給しない。

(宿泊費)

第7条 宿泊費は、1泊(食事なし)で10,000円とし、別途、夕食代2,000円、朝食代1,000円を支給する。ただし、宿泊要項等により、宿泊費が10,000円を超える場合は、実費を支給する。

- 2 宿泊費は、出張中の宿泊数に応じて支給する。

(競技会役員等への旅費)

第8条 本協会が主催する競技会(公式試合)の旅費の支給は、その競技会の規定を優先して適用することができるものとする。

(例外事項の取り扱い)

第9条 特別な場合において、本規程により処理し得ない場合は、その都度事情調査の上、専務理事が決定する。

(規程の改廃)

第10条 この旅費規程の改廃は、理事会の決議に基づきこれを行う。

附則 本規程は、令和7年(2025年)4月1日より施行する。

本規程は、令和7年(2025年)6月7日より施行する。

別表

	盛岡市	滝沢市	矢巾町	紫波町	花巻市	北上市
盛岡市	金額 500	670	940	1,910	2,570	
滝沢市	片道距離 8.9	980	1,290	2,150	2,870	
矢巾町	13.4	19.6	500	1,330	1,980	
紫波町	18.8	25.9	6.9	1,070	1,740	
花巻市	38.2	43.1	26.7	21.5	620	
北上市	51.5	57.4	39.7	34.9	12.4	

距離は、各市町役場間とし、高速道路は使用しない。(日曜日7:30出発)

金額は、片道距離×2(片道→往復)×25円で算定。(10円未満切捨て)